

令和 7 年度
生徒心得



筑西市立下館南中学校

<生徒心得>

1 下館南中学校 5つの約束

- | | |
|---|------------|
| ① | 命を大切にしよう |
| ② | 思いやりの心をもとう |
| ③ | 進んで勉強しよう |
| ④ | 奉仕の心をもとう |
| ⑤ | きまりを守ろう |

2 登下校について

(1) 通学路

- ・入学前に保護者と通学路の確認をし、最も安全な道を通って登下校する。多少遠回りでも、原則信号のあるところや明るく人通りの多いところを選ぶことが望ましい。
- ・入学後、道路地図に通学路を朱書し、学級担任に提出する。通学路を変更する場合は、学級担任に報告する。

(2) 登下校時の安全

- ・交通ルールを守り、安全な運転を心がける。
- ・安全タスキとヘルメットを必ず着用し、暗くなったらライトを点灯させる。
- ・雨天時は雨合羽（色は黒・紺・グレー・ベージュの無地の物）を着用する。傘をさしての運転や登下校中の飲食は絶対にしない。
- ・寄り道、買い物はしない。どうしても必要がある場合は、保護者が担任に連絡し、許可をもらう。
- ・痴漢や不審者などに注意し、なるべく複数で登下校する。
- ・登下校中に事故や事件に遭遇した場合は、速やかに警察署、保護者、学校に連絡する。
(筑西警察署 0296-24-0110)
(学 校 0296-22-3736)

(3) 通学用自転車

- ・荷物の付け方（①②③のいずれかの方法を選ぶ）
 - ①前カゴに南中バッグを入れて、荷台にかばんを乗せゴム紐で固定する。
 - ②南中バッグとかばんを荷台にゴム紐で固定する。
 - ③前カゴに南中バッグを入れて、かばんを背負う。
- ・体に合った大きさで学校で認めている型であること。（p. 9 参照）
- ・尾灯（リアライトもしくは反射器材）付近に本校のステッカーを貼る。新しい自転車を購入した場合やステッカー紛失の際は、担任に申し出、新しいステッカーを購入する。
- ・色は、安全面から視認性を考えてシルバーが望ましい。
- ・自転車の改造、着色等はしない。

(4) 駐輪場

- ・各学級の駐輪場の白線にそろえて停めておく。必ず施錠し、鍵の紛失に注意する。
- ・荷台の紐は結んで前かごの中に入れる。
- ・駐輪場に荷物を置いたままにしない。（盗難・いたずら防止）

(5) 登下校時の服装・持ち物

- ・制服を着用する。雨天時、下校時、部活動の際の登下校時は体育着でもよい。雨天時に体育着を着用して登校した場合は、登校後制服に着替える。
- ・本校指定の学生かばんと南中バッグを使用する。
- ・学校生活に必要な物以外（携帯電話・不要な金銭・飲食物等）は持ち込まない。
- ・靴は、動きやすい運動靴とし、靴ひもをしっかりと結ぶ。
(デッキシューズ、ハイカット不可)
- ・寒いときは学校で認められている防寒着の着用を可とする。（p. 5 参照）
- ・キーホルダーは、生活や登下校の妨げにならない大きさや個数にする。

3 生活について

(1) 校内での生活

① 始業時刻と終業時刻

- ・昇降口の解錠時刻は7時40分とする。部活動の朝練習等の特別な用事がない限りは、極端に早く登校はしない。また、遅くても7時55分には正門及び西門を、**8時00分には昇降口を通過**できるように、余裕をもって登校する。
- ・始業時刻は8時05分とし、制服着用、着席、自習体制が確立できるようにする。
- ・終業時刻（帰りの会終了）は以下にあるとおりとする。

月	火	水	木	金
14:55	15:55	15:55	15:55	15:55

以後、必要がある場合（部活動・委員会活動等）を除いて校内には残らない。必要があつて残る場合は、先生の許可を得る。

② 欠席・遅刻・早退するとき

- ・欠席、遅刻、早退する場合は、保護者がマチコミの欠席連絡機能を利用して、8時までに連絡する。8時以降は、どうしても必要な場合に限り、学校に電話連絡する。
- ・自転車で早退する場合は、家に着いたら、直ちに学校に連絡する。

③ 朝（登校後）の過ごし方

- ・登校後、荷物をきちんと整頓し、自席で心の健康観察や自習、読書等を開始する。
- ・提出物や集金等は朝のうちに必ず提出する。保護者からの連絡も同様。
- ・遅刻してきた場合、職員室に声をかけて担任に理由を説明する。

④ 授業時の服装Ⅰ

- ・制服着用を原則とし、教科や授業内容などにより、学級担任や教科担任の指示があつた場合は、それに従う。
- ・体育の授業等で体育着を着用の場合は、それ以降の授業は原則として体育着のままでよい。

⑤ 授業時の服装Ⅱ（保健・体育時等）

- ・学校で認めている体育着を着用する。
- ・授業内容等により、服装に関する指示があつた場合はそれに従う。
- ・セーターやカーディガン、ストッキング、スパッツ型機能性下着等は着用しない。

⑥ 清掃時の服装

- ・体育着を着用する。長袖、半袖については、制服の衣替えに準ずる。
- ・特別日課等で指示があつた場合は、それに従う。

⑦ 教室の利用

- ・所属する学級以外の教室へ出入りしない。
- ・ベランダには指示があつた場合・清掃時以外は出ない。

⑧ 保健室の利用

- ・保健室来室カードに担任もしくは教科担任等にサインをもらい、養護教諭にカードを提出して利用する。利用の際は、養護教諭の指示に従う。
- ・保健室での休養は、1時間以内を目安とする。

⑨ 体育館・武道館の使用

- ・許可なくして入らない。
- ・体育館専用の靴を使用する。武道館では、靴は履かない。
- ・原則として休み時間や昼休みは開放しない。
- ・用具の整頓、トイレや水道の節水、衛生を心がける。

⑩ 心の教室の利用

- ・休み時間、昼休み、放課後など、相談事がある場合に利用する。
- ・授業中に利用する場合は、担任と授業の先生に必ず許可をとる。
- ・休養のための利用はしない。

⑪ 廊下の歩行

- ・緊急時以外は、一列で右側を静かに歩く。
- ・通行の妨げになるような行為、危険な行為はしない。

⑫ 昇降口の使用

- ・靴は指定された場所にかかとをそろえてきちんと置く。
- ・廊下や渡り廊下は下履きで歩かない。

⑬ 休み時間

- ・休み時間中に次の授業の準備を完了させる。
- ・昼休みに外で遊ぶときは、安全に気を付ける。

- ・昼休みに外で遊ぶ時は、アスファルトの場所では遊ばない。また、壁にボールなどをぶつけない。
- ・蒸し暑い時期において、部活動後や体育の授業後の制汗剤の使用を認める。ただし制汗剤は、無香料の制汗シートのみとする。

(2) 校外での生活

① 外出時の注意

- ・自転車で外出する際は、ヘルメット・タスキを着用する。
- ・外出の際は安全（交通・生活）に気を付ける。
- ・中学生らしい服装で出かける。

② 夜間の外出

- ・日没後の外出は避け、原則として保護者同伴とする。

—— 茨城県青少年の健全育成等に関する条例より ——
午後11時から翌日の4時までは、保護者同伴でも外出は禁止されている。

③ 危険な場所への出入り

- ・娯楽施設（ゲームセンター、カラオケボックス、ボーリング場等）や釣りのできる河川、その他の危険な場所へは、子どもだけで出入りしない。（保護者同伴とする）

④ その他

- ・遠方への外出（旅行・キャンプ・スキー・海水浴等）および家族旅行等による外泊は保護者（または指導者）同伴とする。
- ・図書館や博物館などの公共施設を利用する場合は、その施設の利用のきまりを遵守し、他の利用者に迷惑をかけないようにする。

4 禁止されている事項

(1) 学校での身なり

- ・学校で認めている標準の服や靴以外のものの着用。
- ・わざとズボンを下げたり、スカートを短くしたりすること。
- ・靴のかかとつぶし。校内での体育館履き、スリッパの使用。
- ・特殊な髪型。
- ・頭髮の脱色、着色、整髪料、香水、オーデコロン、そり込み、パーマ、化粧、マニキュア、ピアス、ブレスレット、アイプチ、カラーコンタクト等。

(2) 自転車の改造・変形・着色・シールや時計等の貼り付け

(3) 触法行為など

- ・無免許運転、飲酒、喫煙、薬物乱用、万引き、金銭強要、窃盗、不法侵入等
- ・銃刀の所持、深夜徘徊、無断外泊、痴漢行為、SNSの悪用、出会い系サイト等
- ・危険な遊び（路上やその他の危険な場所での遊び、危険な遊具、火や火薬を使った遊び）、アルバイト等

5 部活動について ※任意加入（希望制）とする。（市内統一）

(1) 自転車

- ・校庭、体育館、武道館等で活動する場合、各顧問の指示に従って近いところに自転車を置く。

(2) 荷物

- ・荷物は教室に置かず、活動場所に持っていく。荷台には付けておかないこと。その際、盗難に注意する。
- ・校舎内で活動する部員も教室に荷物を置きっぱなしにしない。

(3) 服装

- ・運動部は学校の体育着を原則とするが、各部で認められているユニフォームや練習着の着用可。
- ・文化部は、制服または体育時の服装を原則とし、顧問の指示に従う。
- ・休日の部活動に参加するための登下校時の服装は、体育着（練習着）でよい。安全たすきとヘルメットを着用し、安全に注意して登下校する。

(4) 弁当

- ・弁当を食べる際は、場所や時間等について顧問の指示に従う。

- ・食後はその場を整頓し、食べ残しやごみ類は家に持ち帰る。
- ・登校中に弁当や飲み物等を買ってくることは、原則として認めない。
- ・飲み物は水筒で持ってくる。ペットボトルホルダーの使用不可。
- ・登下校中の飲食は禁止。

(5) 欠席・遅刻・早退

- ・部活動を欠席、遅刻、早退するときは、保護者が顧問に連絡し許可を得る。

(6) 活動時間・時期と休養日について

- ・原則週2日の休養日を設ける。(月曜日は原則休養日とし、土日いずれかを休養日とする)
なお、休日に大会等で活動した場合は、他の休日に休養日を振り替える。
- ・1日の活動時間は平日(休業日を含む)は上限2時間、休日は上限3時間(準備や後片付け等は含まない)とする。
- ・下校時刻については以下の時刻とする。(10月は県西大会前後で変更する)

(令和6年度の例)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
完全下校時刻	18:00				上限 平日2時間 休日3時間	18:00	17:30 <u>県西大会まで</u> 17:15	17:00	16:50	17:00	17:30	18:00

- ・長期休業中には1週間以上の連続した長期の休養期間を設ける。(年末・年始及びお盆の閉庁日)
- ・長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
- ・部活動計画は、事前に校長に提出し承認を受け、生徒や保護者に配付する。
- ・新人戦終了後から2月までをオフシーズンとし、平日の休養日を2日間とする。

(7) 朝の部活動について

- ・原則として、朝練習は行わない。

※部活動については、国や県・市において部活動の在り方について見直しが行われています。
今後変更等あることが予想されますので、予めご承知ください。

◇◇◇ 南中生の身なり ◇◇◇

項 目	男 子 生 徒	女 子 生 徒
髪 型	・自然なままで中学生らしくする。 ※前髪は目に被らないようにする。 ※長い髪は襟に被らないように結ぶ。 (髪をしぼる高さは耳よりも下にし、ヘルメットを被るのに支障をきたさないようにする。) ※脱色、着色、パーマ、整髪料は禁止。 ※癖毛等への対応は、学校長の許可を得ること。	
制 服 (学校指定)	・本校指定の標準型（白襟付）学生服。 ・本校指定の黒ノータックのズボンで、黒か紺のベルトを着用する。 ・白のスクールYシャツ。 ・下着（無地で派手でない物）を着用する。	・ダブル型のスーツ。ベスト、ネクタイを着用（6～10月は除く）する。 ・スカートの長さは膝下5cm程度で、布のつりバンドを必ず付ける。 ・白のスクールYシャツ。 ・下着（無地で派手でない物）を着用する。 ・スラックス使用可。
	・下着を着用していれば、白の半袖型体操服をYシャツの下に着用してもよい。 ・冬季は、Vネックかクルーネックの機能性下着の着用を認める。体育では脱ぐ。	
カバン	・下館南中指定：通学用カバン、南中バッグ	
靴	・動きやすい運動靴とする。 (デッキシューズ、ハイカット不可)	
上履き	・学校指定の室内履きと体育館履き。 (令和7年度 1年＝黄、2年＝青、3年＝緑)	
靴 下	・無地で派手でない物とし、サイドのワンポイントは可。 ・女子の防寒用ストッキング可。（無地で派手でないもの） ・冬季は男子のスパッツ型機能性下着の着用を認める。着用のきまりについては、女子のストッキングの着用のきまりに準ずる。	
体育着 (学校指定)	・紺色のジャージ上下 ・白の半袖型シャツ ・紺のハーフパンツ	
防寒着 (セーター)	・制服の下(ベストの上)にVネックかクルーネックセーターの着用を認める。（身体に合ったサイズのもの）色は 黒・紺・グレー・ベージュ・白の無地の物とする。ワンポイントは可。男子のVネックのベストも可。カーディガンの着用も可。 ・セーターやカーディガン姿のままで、生活しない。 ・セーターやカーディガン着用の際は、制服の袖や裾から出ないようにする。女子の場合、ネクタイがきちんと見えるようにする。 ・体育では、セーターやカーディガン、ストッキング、スパッツ型機能性下着は着用しない。	
防寒着 (登下校時)	・部活動等で使用しているウインドブレーカーの着用を基本とする。 ・オーバーやコート着用の場合は、黒・紺・グレー・ベージュの無地の物とする。フード付きのものも可とする。長さは膝上程度とする。 ・マフラー着用の際は、自転車の安全運転を妨げないようにする。ネックウォーマー、イヤークォーマー（ヘルメット着用の際の邪魔になる物は不可）、手袋（ミトン不可）の着用を認める。色は、黒・紺・グレー・ベージュ・白を基調としたもので、極端に派手でないものとする。	

◇◇◇ 中学生の通学用自転車について ◇◇◇

番号	項 目	条 件	備 考
1	車 種	・ 実用軽快車（ロッドブレーキ式） ・ 軽快車（ワイヤーブレーキ式）	スポーツ車は禁止
2	ハンドル	・ 中上がりハンドル（通称ママチャリ型）	T字型ハンドルも可
3	ギ ャ	・ 変速切り替え装置（内装3段変速）付きのものも可。	
4	ブレーキ	・ ロッド式、ワイヤー式のどちらでも可。	
5	色	・ 安全面の視認性を考えてシルバーのものが望ましい。	
6	スタンド	・ 両立スタンドに限る。	棒タイプのサイドスタンドは不安定のため不可
7	荷 台	・ 必ず取り付ける。	ワイドタイプ可
8	チェーンカバー	・ 絡まり防止のためフルカバーに限る。	
9	ライト （前照灯）	・ 付いていれば型は問わないが、夜間の安全運転を考えると、自動点灯の方が足への負担が少ない。	
10	テールライト （後部反射鏡）	・ 反射レンズがついていれば可。	点灯式でなくてもよい。
11	カギの取り付け	・ 必ず付いていること。	合鍵は自宅に要保管
12	反射器	・ 必ず取り付ける。	
13	前カゴ	・ 必ず取り付ける。	
14	ベ ル	・ 必ず取り付ける。	
15	防犯登録シール T S マーク	・ 盗難防止のために必ず防犯登録をする。 ・ 年1回の点検・整備をし、整備基準適合車であることを証するT S マークが貼られていること。	T S マークは <u>1年ごとに更新が必要</u> になる。
16	ステッカー	・ 学年色のステッカーを必ず貼る。 （R7学年カラー→1年黄、2年青、3年緑）	学年カラーは持ち上がりになります。
17	ヘルメット	・ 学校指定のものを必ず着用する。	市からの入学祝品
18	タスキ	・ 学校指定のものを必ず着用する。	新たに購入する場合は、指定の販売店で購入する。

※都合上、他の色や形の自転車を乗らなければいけない状況の場合は、担任に連絡し、学校長の許可を得ること。